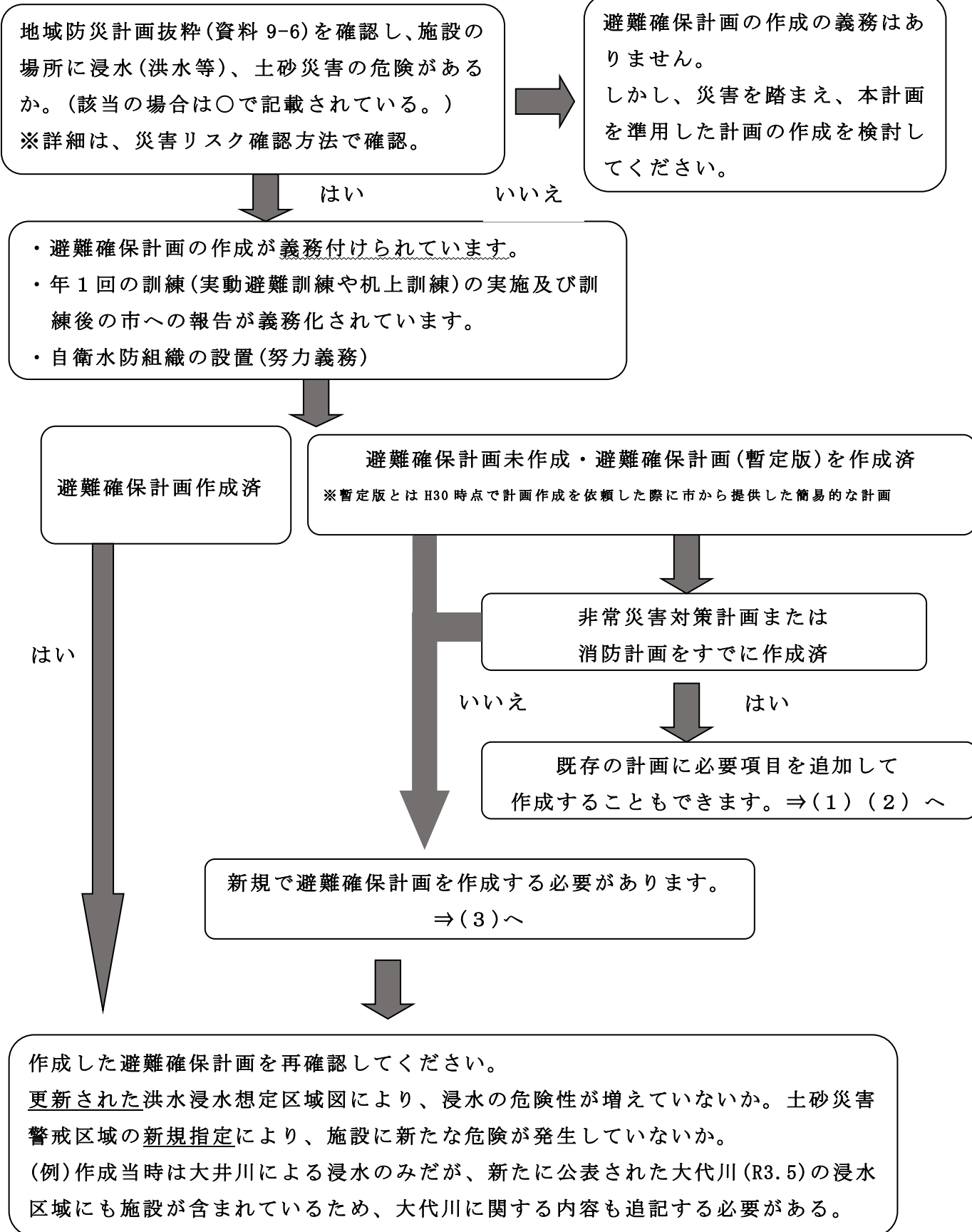


## 避難確保計画作成のフロー

以下のフローを参考に避難確保計画の作成が義務付けられているかどうか、また作成が必要な場合は、作成の方法について、作成済である場合も再度見直しが必要かどうかについて確認してください。



(1) 非常災害対策計画に必要項目を追加する場合

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められているため新規で追加します。その他の項目は対象災害(洪水・土砂災害)に関する記載を追記することで避難確保計画の作成とみなすことができます。

	非常災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目標</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための<u>施設整備</u></li> <li>・<u>防災教育及び訓練の実施</u></li> <li>・自衛水防組織の業務</li> </ul> (自衛水防組織を設置している場合に限る)

(2) 消防計画に必要項目を追加する場合

以下項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

洪水	土砂災害
計画の目的	計画の目的
防災体制	防災体制
避難誘導	避難誘導
避難の確保を図るための施設の整備(資機材等)	避難の確保を図るための施設の整備(資機材等)
防災教育及び訓練の実施	防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務に関する事項(当組織を設置している場合に限る)	—

(3) 新規で避難確保計画を作成する場合

避難確保計画様式に基づいて作成をしてください。

【参考にする手引き】※国交省HP(以下にURL記載)にて確認してください。  
洪水・内水：要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)

(平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)

土砂災害：要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

(平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)

[https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/tebiki\\_old/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/tebiki_old/index.html)